

韓国知的財産ニュース 2023年7月前期

(No. 490)

発行年月日：2023年7月19日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、7月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123036）
- 1-2 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2123048）
- 1-3 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123053）
- 1-4 【公布】弁理士法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第513号）
- 1-5 【立法予告】発明振興法施行令の一部改正令（案）（特許庁公告第2023-179号）
- 1-6 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123142）
- 1-7 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123150）
- 1-8 弁理士の倫理義務を大幅に強化した「改正弁理士法」、7月4日から施行

関係機関の動き

- 2-1 「知的財産価値評価普及戦略専門家協議体」の最終会議を開催
- 2-2 ソウル行政裁判所の判決、AI発明者を否定した特許庁の無効処分を支持
- 2-3 韓国特許庁、欧州市場進出の韓国企業と知的財産懇談会を開催
- 2-4 韓国特許庁長、ジュネーブでWIPO事務総長と二者会談
- 2-5 韓国・メキシコのPCT審査が早まる
- 2-6 韓国特許庁長、第64次WIPO総会に参加
- 2-7 韓国特許庁、「2022IPトレンド年次報告書」を発刊
- 2-8 知的財産価値評価の品質管理を専担する「知的財産評価管理センター」が発足
- 2-9 韓国特許庁・LGのAI研究院、「AIベースの特許審査システム構築」

MOU を締結

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁、訪問型知財権紛争統合現場諮問を推進
- 3-2 審決日予告制等審判当事者の利便性向上、7月から制度施行

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1-1 【法案提出】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123036）

議案情報システム（2023.6.30.）（7月1日掲載）

議案番号：2123036

提案日：2023年6月30日

提案者：キム・ヨンミン（共に民主党）議員外12人

提案理由及び主要内容

現行法は、受託・委託取引で委託企業が受託企業の技術資料を取得し、不当に自己又は第三者のために使用する行為や第三者に提供する行為をしないよう規定しており、それに違反した委託企業は、受託企業が被った損害の3倍以内の範囲内で賠償責任を負うようにしている。

ところが、委託企業が賠償しなければならない金額より技術資料の流用から得られる経済的利益がより大きな場合が多いため技術奪取事例が依然として続いていることから、委託企業の技術奪取を防止するために損害賠償金額の限度を引き上げなければならないとの指摘が提起されている。

したがって、委託企業が技術資料を流用した場合に支給しなければならない損害賠償金額の上限を損害額の3倍から損害額の5倍へと引き上げることにより、技術奪取を防止し、公正な受託・委託取引秩序の確立に貢献しようとするものである（案第40条の2第2項）。

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第40条の2第2項本文中「第25条第1項第14号又は同条第2項」を「次の各号の規定」に、「その者に発生した損害の3倍を超えない範囲内で」を「当該号の区分による範囲内で」に改め、同項に各号を次のように新設する。

1. 第25条第1項第14号に違反した場合：発生した損害の3倍以内
2. 第25条第2項に違反した場合：発生した損害の5倍以内

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

第2条（損害賠償責任に関する適用例） 第40条の2第2項第2号の改正規定は、この法律の施行後に発生する違反行為から適用する。

1-2 【法案提出】 商標法の一部改正法律案（議案番号：2123048）

議案情報システム（2023.7.3.）

議案番号：2123048

提案日：2023年7月3日

提案者：イ・ウォンテク議員（共に民主党）外9人

提案理由

現行法は、他人の登録商標と同一の商標をその指定商品と類似している商品に使用するか、他人の登録商標と類似している商標をその指定商品と同一・類似の商品に使用する行為等を商標権又は専用使用権の侵害行為として規定し、侵害行為をした者は7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処するよう規定している。

ところが、最近オフラインのみならず、オンライン上でも模倣品の流通・取引が盛んに行われている中、特許庁の調査によると、2019年から2022年8月までオンライン市場で売られた模倣品が41万点を超えていることが明らかになり、このうち大多数の模倣品はNAVER、coupang、11STREET、Gマーケット、Auction、TMON、Wemakeprice等、韓国の巨大オンラインプラットフォームが運営するオープンマーケットで取引されたものと確認された。このようなオープンマーケットでの模倣品の販売は、明らかな商標権や専用使用権の侵害行為として、企業や製品が数十年間築き上げてきたブランドのアイデンティティを

失わせ、消費者の信頼を損なうことで中小規模業者を倒産の危機に陥れかねないにもかかわらず、巨大オンラインプラットフォームは、模倣品の販売を予防し根絶するための取り組みに控えめな態度を取っている。

さらに、消費者は、取引オンラインプラットフォームの認知度と信頼度を信じて模倣品を真正品であると思って購入しているが、オンラインプラットフォームは、実際、消費者の知る権利と権利保護にはその責任を果たしていないという批判の声も大きい状況である。したがって、オンラインプラットフォームの責任を明示して電子取引で模倣品の販売のような商標権や専用使用権の侵害行為が発生しているか否かを確認する持続的なモニタリングと通報を義務付け、侵害行為として認められる場合、当該商品の販売中止及び販売者アカウントの永久削除等の措置を取るようにすることで、模倣品の販売を根絶し、消費者と企業を保護しようとするものである。

主要内容

- イ. 「電子商取引等における消費者保護に関する法律」に基づく通信販売仲介業者（以下「通信販売仲介業者」という。）は、自らが運営するサイバーモールにおいて、常時モニタリング等により商標権又は専用使用権の侵害行為が発生しているか確認するようにする（案第114条の2第1項新設）。
- ロ. 特許庁長が商標権又は専用使用権の侵害として認めて通知した場合、通信販売仲介業者は、通信販売仲介依頼者の商品販売を中止させ、アカウントを永久に削除する等の必要な措置を取るようにする（案第114条の2第2項から第4項まで新設）。
- ハ. 特許庁長は、消費者の権益保護と信頼性を確保するため、電子取引において商標権又は専用使用権の侵害行為が発生しないよう、通信販売仲介業者及び販売事業者団体が自律的に行動規範を制定することを勧奨できる（案第114条の2第5項新設）。
- ニ. 電子商取引において、商標権又は専用使用権の侵害行為の予防及び根絶措置をしなかった通信販売仲介業者には、1千万ウォン以下の過料を科する（案第237条第1項新設）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第6章に第114条の2を次のように新設する。

第114条の2（通信販売仲介業者の責任等）①「電子商取引等における消費者保護に関する法律」第20条に基づく通信販売仲介業者（以下「通信販売仲介業者」という。）は、自らが運営するサイバーモール（コンピューター等と情報通信設備を利用して財貨を取

引できるように設定されている仮想の営業場をいう。)において、第108条第1項第1号による侵害行為の予防及び根絶のために次の各号の措置をしなければならない。

1. 侵害行為が発生しているかを確認する常時モニタリング及び関連システムの構築
2. 侵害行為が疑われる通信販売の仲介を依頼した者（以下「通信販売仲介依頼者」という。）の商品販売及びアカウント使用の一時的な停止

②通信販売仲介業者が第1項第2号による措置をした場合は、それを大統領令に定めるところにより、特許庁長に知らせなければならない。

③特許庁長は、第2項による通知を受けて侵害行為の有無を調査し、侵害行為が認められる場合、通信販売仲介業者に当該商品の販売中止及び通信販売仲介依頼者のアカウント削除等、必要な措置を要請できる。

④通信販売仲介業者は、第3項による勧告を受けた場合、通信販売仲介依頼者の商品販売を中止させ、アカウントを永久に削除する等の必要な措置をしなければならない。

⑤特許庁長は、消費者の権益保護と信頼性を確保するため、電子取引において商標権又は専用使用権の侵害行為が発生しないよう、通信販売仲介業者及び販売事業者団体が自律的に行動規範を制定することを勧奨できる。

第237条第1項及び第2項をそれぞれ第2項及び第3項とし、同条に第1項を次のように新設し、同条第3項（従前の第2項）中「第1項」を「第1項及び第2項」とする。

①第114条の2第1項に違反して電子商取引において商標権又は専用使用権の侵害行為の予防及び根絶措置をしなかった通信販売仲介業者には、1千万ウォン以下の過料を科する。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（通信販売仲介業者の責任に関する経過措置）この法律の施行当時に通信販売仲介業をしている者は、この法律の施行後6か月以内に第114条の2第1項の改正規定に基づく措置をしなければならない。

1－3 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123053）

議案情報システム（2023.7.3.）

議案番号：2123053

提案日：2023年7月3日

提案者：ク・ジャグン議員（国民の力）外9人

提案理由及び主要内容

最近、国内外企業間の競争激化により産業技術の国内外への流出が跡を絶たず、特に、半導体や人工知能等の先端技術が軍民両用で活用されていることに伴い産業技術の海外流出が国の経済と安全保障まで脅かしているにもかかわらず、現行法は、国家コア技術又は産業技術を海外で使用するか使用させる目的が認められる場合に対してのみ処罰していることから、違反行為の嚴重さに比べて立証要件が過度なため軽い処罰をしているとの指摘が提起されている。

したがって、国家コア技術等産業技術の国外への流出及び侵害行為の立証要件を緩和し、国家コア技術等産業技術の海外流出の際に加重処罰の対象となる侵害行為の範囲を拡大することで、韓国産業技術への保護を強化しようとするものである（案第14条及び第36条）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「取得する行為又はその取得した産業技術を使用するか公開」を「取得・使用・公開」に改め、同条第2号中「不正な利益を得るか、その対象機関に損害が発生することを知りながらも流出させるか、その流出させた産業技術を使用又は公開するか、第3者に使用させる行為」を「産業技術を流出・使用・公開する行為」に改め、同条第7号及び第8号をそれぞれ第9号及び第11号とし、同条第6号及び第6号の2をそれぞれ削除し、同条第5号を第6号とし、同条第3号を第5号とし、同条第4号を削除し、同条に第3号及び第4号をそれぞれ次のように新設し、同条第5号（従前の第3号）中「第1号又は第2号」をそれぞれ「第1号から第4号まで」に、「使用するか公開する」を「使用・公開する」に改め、同条第6号（従前の第5号）中「承認を得て」を「承認及び第11条第4項の規定による申告受理を得て」に、「承認を得ることで」を「承認又は申告受理を得ることで」に改め、同条に第7号、第8号及び第10号をそれぞれ次のように新設する。

3. 第34条の規定又は対象機関との契約等に基づき産業技術に対する秘密保持義務がある者が、対象機関から産業技術に関する資料及び情報（文書、図画、電子記録等特殊媒体記録やソースコード等をいう。以下同じ。）の返還や削除を求められたにもかかわらず、それを拒否・忌避するか、その写しを保有する行為
4. 対象機関との契約等に基づき産業技術にアクセス権限がある者が、産業技術を指定されている場所の外に無断で流出させるか、目的以外で使用・公開する行為
7. 第11条の2第1項の規定による承認及び第11条の2第5項及び第6項による申告受理を得ていないか、不正な方法により承認又は申告受理を得て海外買収・合併等を行う行為

8. 第11条の2第4項の規定による条件付承認を得た後、海外買収・合併等の承認に付けられた条件を履行しない行為

10. 第1号から第4号までに該当する行為が介入されている事実が重大な過失であることを知らずにその産業技術を取得・使用・公開するか、産業技術を取得した後にその産業技術に第1号から第4号までに該当する行為が介入されている事実が重大な過失であることを知らずにその産業技術を使用・公開する行為

第36条第1項中「使用させる目的で」を「使用されることを知りながらも」に、「第3号まで」を「第9号まで」に改め、同条第2項中「使用させる目的で第14条各号（第4号を除く。）」を「使用されることを知りながらも第14条第1号から第5号まで」に改め、同条第3項中「各号（第4号・第6号・第6号の2及び第8号は除く。）」を「第1号から第9号まで」とし、同条第4項中「第4号及び第8号」を「第10号及び第11号」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

1 - 4 【公布】 弁理士法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第513号）

電子官報（2023.7.4.）

産業通商資源部令第513号

弁理士法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2023年7月4日

産業通商資源部長官

弁理士法施行規則の一部改正令

弁理士法施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「別紙第7号書式」を「別紙第7号書式及び別紙第7号の2書式」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条（事務所設置等の届出）①法第6条の2第2項により、開業、休業又は廃業した弁理士は、別紙第8号書式の開業・休業・廃業の届出書に証明する書類（休業に限定する）を添付して弁理士会に提出しなければならない。

②法第6条の2第2項により、事務所を設置、移転又は廃止した弁理士は、別紙第8号の2書式の事務所の設置・移転・廃止の届出書に事業者登録証の写しを添付して弁理士会に提出しなければならない。

③法第6条の2第4項により、合同事務所の設置を届け出ようとする弁理士は、別紙第8号の3書式の合同事務所設置届出書に事業者登録証の写しと次の各号の事項を定めた規約を添付して弁理士会に提出しなければならない。

1. 合同事務所の名称及び所在地
2. 組織及び運営に関する事項
3. 構成員の登録と脱退に関する事項

④合同事務所の代表者は、第3項の規約又は届出事項に変更が生じた際は、遅滞なく別紙第8号の3書式の合同事務所変更届出書に事業者登録証の写しと変更された規約を添付して弁理士会に提出しなければならない。

⑤合同事務所の代表者は、その合同事務所を解散した際は、遅滞なく別紙第8号の3書式の合同事務所解散届出書を弁理士会に提出しなければならない。

第11条の4中「別紙第8号書式」を「別紙第12号の2書式」に改める。

第11条の5前段中「別紙第12号の2書式」を「別紙第12号の3書式」に改める。

別紙第2号書式、別紙第3号書式及び別紙第5号書式をそれぞれ別紙のように改める。

別紙第7号の2書式を別紙のように新設する。

別紙第8号書式を別紙のように改める。

別紙第8号の2書式及び別紙第8号の3書式をそれぞれ別紙のように新設する。

別紙第12号の2書式を別紙第12号の3書式にして別紙のように改め、別紙第12号の2書式を別紙のように新設する。

附 則

この規則は、2023年7月4日から施行する。

改正理由及び主要内容

弁理士業務の効率的な遂行のために、弁理士 2 人以上で構成される合同事務所を設置できるようにし、合同事務所を設置しようとする弁理士は特許庁長に届け出るようにする等の内容に「弁理士法」（法律第 19165 号、2023. 1. 3. 公布、7. 4. 施行）及び同法施行令（大統領令第 33588 号、2023. 6. 27. 公布、7. 4. 施行）が改正されたことを受け、合同事務所の組織及び運営に関する事項を合同事務所の規約に含めるようにし、合同事務所の設置・変更・解散の届出書の書式を定める等、法律と大統領令に委任されている事項とその施行に必要な事項を定めようとするものである。

< 産業通商資源部提供 >

特許庁公告第 2023-179 号

発明振興法施行令の一部改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2023 年 7 月 5 日

特許庁長

発明振興法施行令の一部改正令（案）の立法予告

1. 改正理由

現行の特許共済事業は、中小・中堅企業を対象に知的財産権の紛争及び国内外への出願等の費用負担発生時に納入賦金の 5 倍まで低利で借りられるよう支援する制度として、政策共済の安定的な事業運営のために準備金を積み立てる法的根拠を設ける内容に「発明振興法」が改正（法律第 19495 号、2023. 6. 20. 公布、12. 21. 施行）されたことを受け、特許共済事業における準備金の積立・運営に関して施行令に委任している内容を具体的に規律しようとする。

加えて、国務調整室の制度改善勧告事項に基づいて知的財産経営認証の有効期間を延長し、認証の承継と関連して下位法令に委任している内容を施行令に規定することで法的根拠を強化しようとする。

2. 主要内容

イ. 知的財産経営認証有効期間の延長及び法的根拠の強化（案第 9 条の 5）

- 1) 国務調整室の勧告に基づいて企業の認証負担を緩和するため、認証有効期間を 3 年から 4 年に延長する
- 2) 知的財産経営認証の承継と関連し、行政規則に委任している事項を施行令に明示することで法的根拠を強化する

ロ. 特許共済事業準備金の積立根拠の規律（案第 28 条の 5 等）

- 1) 共済賦金の元利払い及び貸付金の支給、その他目的事業のために特許庁長が必要だと認める場合、準備金を積み立てられる法的根拠を規律する
- 2) 準備金の積立・運営に関する詳細は、特許庁長が定めて告示する委任規定を設ける

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2023年8月14日までに国民参加立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

一般郵便：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1806 号（〒35208）

電子郵便：firebat16@korea.kr

Fax：042-472-3584

4. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) の「立法予告」を参考にするか、特許庁産業財産政策課（電話 042-481-5920、Fax 042-472-3584）にお問い合わせください。

1-6 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123142）

議案情報システム（2023.7.7.）

議案番号：2123142

提案日：2023年7月7日

提案者：ミン・ヒョンベ議員（共に民主党）外11人

提案理由及び主要内容

営業秘密の漏洩又は流出犯罪に対する処罰を強化しようと思います。現行5億ウォン以下の罰金を10億ウォン以下に引き上げるという内容を盛り込みました。

最近、高度化した競争により営業秘密を盗み取るか流出させる、いわゆる「産業スパイ」が増えています。特に、比較的 management 水準が低い中小企業は、産業スパイに対してなすすべがありません。警察庁の資料によると、この6年間（2017～2022）、産業技術及び営業秘密の流出事件のうち中小企業の被害は90%に上ることがわかりました。

現在、「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」と「防衛産業技術保護法」により、産業技術を不法で取得・使用・漏洩した者は、10年以下の懲役又は10億ウォン以下の罰金に処しています。一方、営業秘密を盗み取るか流出させる者は、10年以下の懲役又は5億ウォン以下に処します。営業秘密侵害行為者も、同一の処罰を適用する必要性が提起され

ます。

したがって、営業秘密侵害を産業技術又は防衛産業技術侵害行為と同一の水準で処罰しようと思います。営業秘密侵害行為者に対する罰金額を現行5億ウォン以下から10億ウォン以下に変更しようと思います。知的財産である営業秘密への保護を強化して中小・中堅企業の競争力を強化することにより、経済の発展を図るためのものです(案第18条第2項)。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第18条第2項本文及びただし書中「5億ウォン」をそれぞれ「10億ウォン」に改める。

附 則

この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

1-7 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案(議案番号:2123150)

議案情報システム(2023.7.7.)

議案番号:2123150

提案日:2023年7月7日

提案者:ミン・ヒョンベ議員(共に民主党)外12人

提案理由

国家コア技術及び産業技術の海外流出犯罪に対する処罰を強化しようと思います。加えて、国家コア技術及び先端技術保有機関の勤務者の外国企業への就職を制限し、産業技術侵害行為者の個人情報公開しようと思います。

最近、技術覇権争いの激化により、産業技術流出事件が持続的に発生しています。国家情報院によると、この6年間(2017~2022)、産業技術の海外流出摘発件数は計117件です。その被害規模は26兆ウォンに上ります。海外各国は処罰を強化する傾向にありますが、韓国の処罰刑量は過度に軽いです。韓国内の産業界からも厳しい対処を求めている状況です。

したがって、国家コア技術を海外に流出させる場合、従来3年以上有期懲役から5年以上有期懲役に、15億ウォン以下の罰金から20億ウォン以下の罰金に引き上げようとしています。同

様に、産業技術を海外に流出させる場合も、従来15年以下の懲役から20年以下の懲役に、15億ウォン以下の罰金から20億ウォン以下の罰金に処するようになりました。これとともに、「故意」に技術を流出させても、海外で使用するか使用させる「目的」を立証しなければ処罰できないという問題点も解消しようと思います。海外流出の処罰要件を目的犯から故意犯に拡大するという内容を盛り込みました。また、外国企業への就職を一定期間制限し、産業技術海外流出者の個人情報への公開も含めました。韓国内産業技術への保護を強化することで経済の発展を図るためのものです。

主要内容

- イ. 国家コア技術等を保有している対象機関に3年以上勤務した者は、退職日から3年間類似業種の外国企業等に就職できないようにする（案第34条の2新設）。
- ロ. 国家コア技術を海外で使用するか使用させる目的で当該違反行為をした者は、3年以上から5年以上に有期懲役を引き上げ、15億ウォン以下から20億ウォン以下に罰金を引き上げて併科し、産業技術を海外で使用するか使用させる目的で当該違反行為をした者は、15年以下から20年以下の懲役に引き上げ、15億ウォン以下から20億ウォン以下に罰金を引き上げることで処罰を強化する（案第36条第1項及び第2項）。
- ハ. 裁判所は、産業技術海外流出者の個人情報を、情報通信網を利用して15年間公開するようにする命令を下せるようにする（案第36条の3新設）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第34条の2を次のように新設する。

第34条の2（従業員の就職制限）①国家コア技術や「産業発展法」第5条により告示されている先端技術の範囲に属する技術を保有している対象機関に3年以上勤務した者は、退職日から3年間大統領令に定める類似業種の外国企業等に就職できない。ただし、委員会の就職確認を受けた場合は、この限りではない。

②第1項による就職確認の方法及び手続等に必要な事項は、大統領令に定める。

第36条第1項前段中「使用させる目的で」を「使用されることを知りながらも」に、「3年」を「5年」に改め、同項後段中「15億ウォン」を「20億ウォン」とし、同条第2項中「15年」を「20年」に、「15億ウォン」を「20億ウォン」に改める。

第36条の3を次のように新設する。

第36条の3（産業技術海外流出者の個人情報の公開等）①裁判所は、第36条の犯罪をした者に対し、判決により氏名、住民登録番号及び当該犯罪要旨を最長15年の範囲内で情報

通信網を利用して公開するようにする命令を当該事件の判決と同時に言い渡すことができる。

②第1項による情報の公開期間は、判決が確定した時から起算する。ただし、公開命令を受けた者が実刑を言い渡された場合は、その刑の全部又は一部の執行を終了したか、執行が免除された時から起算する。

③第1項による情報公開の方法及び手続、公開命令の執行等に必要な事項は、大統領令に定める。

附 則

第1条（施行日） この法律は、6か月が経過した日から施行する。

第2条（就職制限に関する適用例） 第34条の2の改正規定は、この法律の施行後に対象機関から退職する人から適用する。

第3条（個人情報の公開に関する適用例） 第36条の3の改正規定は、この法律の施行後に第36条の犯罪をした者から適用する。

1-8 弁理士の倫理義務を大幅に強化した「改正弁理士法」、7月4日から施行

韓国特許庁（2023.7.5.）

弁理士の虚偽広告と事件仲介人の行為を刑事処罰する

韓国特許庁は、2023年7月4日より弁理士の倫理義務を強化し、公共性を高める内容の改正弁理士法が施行されると発表した。

【弁理士の虚偽・誇大広告の禁止】

弁理士が「圧倒的な99%の特許登録成功率」のような虚偽・誇大広告を行うことが禁止される。これに反した場合は「業務停止」または「登録取消」という重い懲戒処分を受けかねず、刑事罰（1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金）まで科せられることになる。（改正弁理士法第8条の5、第24条第3項）

【弁理士業務と関連する仲介人行為の禁止】

何人も弁理士業務の受任に対し、紹介・あっせんの代価として金品・供応などを受けるか提供する場合は、最大5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金の刑事罰に処される。（改正弁理士法第7条の3、第24条第1項第1号）

【弁理士の公益活動の義務付け】

すべての弁理士は、年間一定時間以上の公益活動に参加することが法的に義務付けられる。これに伴い、費用の負担により特許・商標出願をためらうか、知財権紛争に巻き込まれた中小企業・小規模事業者など向けの国選代理、公益相談サービスなどが一層活性化すると考えられる。また、青少年向け発明教育など知財権教育の現場でも、弁理士の経験と専門性を活用した公益活動が拡大すると期待される。(改正弁理士法第15条の2)

近年技術の融合・複合化が急速に進んでおり、企業の知的財産活動がグローバル化している流れに合わせて、弁理士・特許事務所が業務の専門性・効率性を高められるよう、関連法令を改正した。

【合同事務所の開所に関する法的根拠の制定】

「2人以上」の弁理士が「合同事務所」の形で連合できる法的根拠が制定された。これに伴い、弁理士が自分の専攻分野のほか、融合・複合技術に対しても柔軟かつ専門的に対応できると期待される。合同事務所を開所しようとする場合、「合同事務所の規約」などを含めて特許庁長に申告する必要がある。(改正弁理士法第6条の2第3項～第5項、改正弁理士法施行令第13条第2項～第3項、改正弁理士法施行規則第11条第2項～第5項)

【知財権関連業務のグローバル化に伴う書式の整備】

弁理士の活動範囲が外資系企業や海外の特許事務所・法律事務所などに拡大するに伴い、「英文の弁理士登録証」の書式を新設し、事務所の開所申告書式に「英文の事務所名称」欄を追加した。(改正弁理士法施行規則第6条第3項(別紙第7号の2書式)、第11条第1項(別紙第8号の2書式))

特許庁の産業財産政策局長は、「第四次産業革命時代に、知的財産の重要性が一層高まるにつれ、弁理士に専門性だけでなく、高水準の倫理性・公共性が求められている」とし、「改正弁理士法の施行により、国民や企業に信頼性のある質の高い弁理サービスを提供し、弁理士の公益的役割が強化されるきっかけになるだろう」と述べた。

関係機関の動き

2-1 「知的財産価値評価普及戦略専門家協議体」の最終会議を開催

韓国特許庁(2023.6.30.) (7月1日掲載)

韓国特許庁、知的財産価値評価体系のイノベーションに拍車をかける

知的財産を担保とした融資や投資などの金融分野だけでなく、取引・移転、損害賠償・技術流出などの専門化した分野でも活用できるよう、新たな知的財産価値評価体系が構築される。知的財産価値評価を知的財産・技術市場全般に普及させ、特許侵害・技術流出事件の被害額を算定する上でも役立つものと期待される。

韓国特許庁は、6月30日金曜日14時、韓国知的財産センターで「知的財産価値評価普及戦略専門家協議体（以下「協議体」）の最終会議を開催すると発表した。

知的財産価値評価：知的財産の現在または将来の経済的価値を価額・等級または点数などで表示することとして、知的財産を担保とした融資や投資などの金融分野で最も盛んに活用されている

特許庁は今年2月、知的財産価値評価を金融のほかに知的財産の取引・移転、特許侵害損害賠償および技術流出被害分析など、多様な分野で活用するために協議体を発足させた。その後、協議体は、産業界、法曹界、学界などの専門家が集まって専門分野（※）別に価値評価体系の見直しに向けた争点を掘り出し、後続研究の方向性設定に向けた議論を続けてきた。

※協議体の専門分野：①取引・移転、②職務発明補償、③損害賠償・技術流出、④金融、⑤学界・法曹界、⑥知的財産価値評価体系（モデル）・システム（AI）の分科で構成・発足（2023年2月24日）

この日の最終会議で協議体は、知的財産価値評価体系の見直しおよび普及に向けた政策の改善課題、価値評価体系の改善方向および専門分野別価値評価体系の主要指標分析の結果、後続研究委託の推進方向などについて発表・議論する。

特許庁は協議体から導き出された政策改善案と研究方向を基に「価値評価普及戦略ロードマップ」を策定し、深層研究委託（2023年下半年期）を推進して専門分野別に活用できる新しい価値評価体系を開発する計画である。

最終会議を終えた協議体は、後続の深層研究委託の推進および今後の人工知能・専門家融合価値評価体系の構築など、知的財産価値評価体系のイノベーションに向けた諮問団としても引き続き活動していく予定である。

特許庁の産業財産政策局長は、「この4か月間の協議体議論を通じて、これまで知的財産価値評価がまともに活用されなかった理由とこれからの政策の改善課題などに対するさまざまな意見を聞くことができた」とし、「協議体の意見を反映し、需要者とのコミュニ

ケーションを強化するなどの積極行政を通じて、価値評価が知的財産と技術市場全般に広がるよう取り組んでいきたい」と述べた。

2-2 ソウル行政裁判所の判決、AI 発明者を否定した特許庁の無効処分を支持

韓国特許庁 (2023. 7. 4.)

特許庁、国民と共に AI 発明者の法的地位を話し合う

韓国特許庁は、AI (人工知能) を発明者として記載した特許出願 (※) に対する特許庁の無効処分に不服して昨年 12 月にソウル行政裁判所に提起された行政訴訟事件と関連し、ソウル行政裁判所は現行法上人だけが発明者として認められるという理由で特許庁の無効処分を支持する判決 (2023 年 6 月 30 日) を下したと発表した。

※米国の AI 開発者 (スティーブン・テイラー) が、自分が開発した AI が食品容器等 2 つの異なる発明を自ら行ったと主張→世界中 16 か国に特許出願

米国・欧州・オーストラリアでも最高裁判所で AI を発明者として認めないことが確定し、英国・ドイツでは最高裁判所に係属中であり、アジアでは初めて韓国の裁判所で判決として AI を発明者として認めなかった。

【主要国の DABUS 特許出願関連訴訟の進行経過】

1 審裁判所の不認定 (不服可能) : 韓国

最高裁判所の不認定 (確定) : 米国、欧州、オーストラリア

最高裁判所に係属中 (控訴裁判所の不認定) : 英国、ドイツ

このような主要国の裁判所の結果にもかかわらず、AI が数か月かかっていた半導体チップを 6 時間で完成したり、新型コロナウイルスワクチンの安定性を高めて効能を 100 倍以上増加させたりするなど、人がしていた仕事を AI が代わりに行う事例が増えている。特許分野ではないが、最近、AI が美術や音楽などの著作物の制作に関わった事例が相次いでいる。米国著作権庁は、人が表現した創作物と AI が作った結果物が相互結合している著作物に対し、人を著作者にして著作権として登録するという指針を今年 3 月に発表したところである。

特許庁は、このような AI 技術の発展速度を考慮し、今後あり得る特許制度の変化に備えるため、さまざまな議論を行ってきた。先月は、米国で開かれた IP5 (韓国、米国、欧州、日本、中国) 庁長会合で韓国特許庁が提案した「AI 発明者に関連する法制の現況・判例の共有」の議題が案件として最終承認されるという成果を収めた。同時に、主要国産業界

からの要求により、AI 関連発明（※）に対する IP5 共通の審査基準を提示することも議題として採択された。

※AI はビッグデータを内部のアルゴリズムを通じて自ら学習するため、AI 技術に関連する発明の内容をどの程度まで詳細に記載すべきか、明細書記載要件の問題が発生する

IP5 庁長会合の後続措置として、特許庁は特許庁ウェブサイト「AI と発明（仮称）」コーナーを 7 月 20 日付けで開設する計画である。このコーナーには、AI を発明者として認めるか否かに対する国内外の議論事項および主要国の裁判所判決、AI 関連発明の審査基準などが開示される予定である。

また、将来に必要な特許法制の改正方向を公正かつ透明に定めるために、上記ウェブサイトのコーナーを活用して 7 月 20 日から 9 月末まで国民向けアンケートを実施する予定である。これに加えて、10 月には国民向けアンケートの結果を参照し、2021 年度にも運営している産業界、学界、研究界など AI 専門家協議体を再構成して AI 発明者に対しどのような特許法体系を整えるべきか、韓国の立場をまとめていく計画である。

これらの国民向け議論の結果を踏まえ、今年 10 月に開催される WIPO（世界知的所有権機関）の SCP（特許法常設委員会）（※）と、来年 6 月に韓国で開催される IP5 庁長会合を通じて国際知的財産会議体に韓国の立場を伝える計画である。

※「AI 発明者の法的地位」が議題として上程されている

特許庁長は、「前回の IP5 庁長会合を通じて、主要国の特許庁だけでなく、産業界でも AI と関連する多様な知財権の懸案に多大な関心を寄せていることが実感できた」とし、「韓国特許庁は、これから IP5 や WIPO などとの AI 関連特許制度の議論に当たって主導的な役割を担い、国際的に調和した特許制度を確立していきたい」と述べた。

2-3 韓国特許庁、欧州市場進出の韓国企業と知的財産懇談会を開催

韓国特許庁（2023. 7. 5.）

欧州進出企業に対し知的財産の支援を強化する！

韓国特許庁は、7 月 4 日火曜日午前 10 時 30 分（現地時間）、欧州海外知的財産センター（欧州 IP-DESK※）が設置されているドイツのフランクフルトで、現地に進出している韓国企業と懇談会を開催した。

※2014 年 7 月に開所して以降、ドイツ等欧州に進出している韓国企業向けに知的財産分野での隘路相談、法律諮問、知財権関連法律サービス、海外出願の支援などを提供している

懇談会は、韓国からの出願件数を基準に特許・商標出願 3 位の対象国である欧州連合(※)地域への企業進出を知的財産分野で後押しするために設けられた。特許庁長は、現地に進出している韓国企業と知財権法律専門家の知財関連隘路や建議事項を聴取し、それらに対する政府の支援策について意見を交換した。

※

- 2021 年各国に対する韓国の商標出願（件）：米国 5,926、日本 3,680、EU2,297、ベトナム 1,900
- 2021 年各国に対する韓国の特許出願（件）：米国 36,909、中国 17,691、EU9,386、日本 5,936

懇談会に参加した企業は、海外知財権紛争の際に法的対応をするための費用問題、欧州単一効特許など最新動向に関する情報提供、海外知財権の確保などに関する隘路解消や支援などを求めた。

現地の知財権法律専門家は、欧州進出の韓国企業が展示会などで知財権侵害に対する警告状を受けるか侵害訴訟を提起される事例が多い点を指摘し、海外に進出する前から商標・デザイン・特許等の知財権確保に関心を持つことを呼びかけた。さらに、欧州進出を考えている場合、現地で知財分野に関する多くの経験やノウハウを積んだ欧州海外知的財産センター（欧州 IP-DESK）を積極的に活用する必要があることも強調した。

特許庁長は、「今回の懇談会を通じて、韓国企業が海外に進出する際に知財権の保護および紛争への対応が重要性を増していることを実感した」とし、「これから海外に進出したか進出しようとする韓国企業を知財権分野で効果的に支援するために、海外知的財産センター（IP-DESK）の役割と機能を継続して強化していきたい」と述べた。

2-4 韓国特許庁長、ジュネーブで WIPO 事務総長と二者会談

韓国特許庁（2023.7.6.）

加盟国のうち WIPO と初めて人材交換プログラムに関する業務提携を締結

韓国特許庁長は、7月5日水曜日11時、スイスのジュネーブで WIPO（※）事務総長と韓国特許庁・WIPO 間の人材交換プログラムの履行に向けた業務提携を締結するなど、協力案を議論する二者会談を開催した。

※国連傘下の 15 の専門機関の一つとして、知的財産分野全般を総括する国際機関

【特許庁・WIPO間の人材交換に関する業務提携の締結】

韓国特許庁とWIPOは、今年2月に、WIPO事務総長が尹大統領に提案した特許庁・WIPO間の人材交換プログラムの具体的な履行に向けた業務提携を締結した。同提携は、特許庁とWIPOが来年の上半期から人材を相互派遣して協力関係を一層強化する内容であり、加盟国としては初めて実施する人材交換プログラムである。

WIPOの専門家が韓国に派遣される場合、国際特許出願（PCT※）で世界4位である韓国の企業が時間の制限なく相談サービスを受けることができ、今後、WIPO外部事務所の韓国への誘致にも肯定的に働くと期待される。WIPOに韓国人の専門家が派遣されれば、知的財産をベースに発展してきた韓国の経験を途上国と共有する上で役立つと考えられる。

※PCT (Patent Cooperation Treaty) : 特許協力条約の加盟国間、一つのPCT願書で多数の国に同時に申請できる制度

【途上国への支援強化・WIPOの重点推進事業での協力】

特許庁とWIPOは、韓国の知的財産を活用した経済発展経験とノウハウを共有することで途上国への支援を強化する案について協議した。WIPO事務総長は、特許庁が韓国信託基金（※）を通じて、途上国と先進国間の知的財産分野での格差を解消する上で貢献したこと感謝を表し、今後も韓国との協力が拡大することを望むと述べた。

※特許庁からの出捐金（2004年～現在）：計180.76億ウォン

特許庁長は、韓国の青少年向け発明教育（韓国型モデル）、国家知的財産戦略の策定、知的財産金融などの経験を共有し、世界の知的財産分野の発展に貢献するための韓国人専門家のWIPO進出・拡大の必要性を強調した。

また、両者は、WIPOの重点推進事業に関する協力案についても議論した。特許庁長は、WIPO事務総長の青年、女性、中小企業に対する知的財産支援政策を高く評価し、WIPOの先端技術と知的財産関連議論への参加など、WIPOの政策に積極的に協力すると述べた。

さらに、特許庁長は、特許・技術分野を担当する事務次長や知財・イノベーション分野を担当する事務次長補とも会談の場を設け、デジタル時代にその重要性が増している営業秘密白書の発行や知的財産金融などに対して協力することにした。

今回の会談を機に、韓国の出願人に対するWIPOのサービスが大幅に向上し、今後、韓国が、WIPO内の知的財産に関する議論で主導的な役割を拡大できると期待される。

メキシコの特許審査、PCT 国際調査の活用で 4 年→10.6 か月へ短縮

今後、メキシコ現地で韓国企業の特許取得期間が早まる見通しである。韓国企業が一般の手続きでメキシコに特許出願する際に平均 4 年※以上かかっていた特許取得期間が 10.6 か月※※まで短縮するものと期待される。

※一般の手続きでメキシコに出願されたすべての国の特許の平均審査期間 (2023 年度 IP Coster 統計)

※※PCT-PPH によりメキシコに出願されたすべての国の特許の平均審査期間 (2022 年度 日本特許庁 PPH Portal 統計)

韓国特許庁は、韓国企業の海外進出を支援するため、メキシコと PCT※-PPH※※ (国際特許出願-特許審査ハイウェイ) ※※※協約を締結し、PPH 協約の効力を無期限延長することにし (2023 年 6 月)、今月から施行していると発表した。

※PCT (Patent Cooperation Treaty) : 特許協力条約の加盟国間、1 つの PCT 願書で多数の国に同時に申請できる制度

※※PPH (Patent Prosecution Highway) : 同一の発明を 2 か国以上の特許庁に出願し、1 つの国から特許が可能であるとの結果を受けた場合、それを他の国に提出して優先審査を申請する制度

※※※PCT-PPH : PCT 国際調査機関などから肯定的な審査結果を受けた場合、それを基に他の国で優先審査を申請する制度

【PCT-PPH 協約の締結】

今回の協約締結により、韓国企業は韓国特許庁の PCT 国際調査※の審査結果※※を活用して PPH を申請すれば、メキシコでより速やかに審査を受けられるようになる。メキシコで登録まで平均 4 年かかっていた特許取得期間を平均 10.6 か月に短縮できる見通しである。

※PCT 国際調査 : 出願人が特定の国を選定し、自らの発明が特許を取得できるか否かを事前に判断してもらう手続きで、結果を参考に、それぞれの国に出願するか否かを定める
※※国際調査機関の見解書など

【PPH 協約に対する効力の無期限延長】

特許庁は、2012 年 7 月 1 日からメキシコと PPH 協力を開始し、3 回にわたって延長した。従来は PPH の施行期間を指定していたが、今回の第 4 次延長協約では、期間を無期限に

延長した。これを受け、韓国企業は今後いつでも PPH を活用できるようになった。韓国企業はメキシコで最近 5 年間年平均 260 件の特許を出願し、20%増加の傾向を示している。中南米では、ブラジルに次いで 2 番目に多く、世界的には 16 位である。メキシコで韓国企業の知的財産権保護と活用の重要性が増している状況である。

【韓国企業のメキシコに対する特許出願件数の現況】

類型	特許出願件数				
	2017	2018	2019	2020	2021
韓国→メキシコ	245	218	306	234	294

(出所：WIPO（世界知的所有権機関）統計データベース)

特許庁の特許審査企画局長は、「メキシコとの特許審査協力強化により、メキシコ市場に進出している韓国企業の画期的なアイデアがより迅速かつ効果的に特許で保護される基盤を整えた」とし、「特許庁は他の国とも審査協力を強化することで、韓国企業の海外での競争力を高められるよう国外での知的財産権確保に向けた支援を拡大していきたい」と述べた。

2-6 韓国特許庁長、第 64 次 WIPO 総会に参加

韓国特許庁 (2023. 7. 10.)

イノベーションフレンドリーな知的財産環境づくりへの取り組みを呼びかける

韓国特許庁長は、7 月 5 日から 7 日（現地時間）まで、スイスのジュネーブで第 64 次 WIPO（世界知的所有権機関）（※）加盟国の総会に出席して代表演説を行い、イノベーションフレンドリーな知的財産環境づくりへの取り組みを呼びかけた。また、WIPO の事務総長、事務次長、事務次長補との会談に続いて 12 の特許庁（※※）と会談し、3 件の協力了解書・提携を締結することで中東・オセアニア・欧州にまで協力範囲を広げた。

※WIPO：World Intellectual Property Organization

※※インド、シンガポール、インドネシア、カナダ、ドイツ、サウジアラビア、スウェーデン、デンマーク、オーストラリア、キルギスタン、フランスの特許庁および欧州連合知的財産庁（EUIPO）

【WIPO 総会での代表演説】

特許庁長は、7 月 6 日、WIPO 総会での代表演説を通じて、経済危機を乗り越える原動力として知的財産とイノベーションの重要性を強調し、国際社会がイノベーションフレンドリーな雰囲気を作り上げるために取り組むことを呼びかけた。イノベーションフレンド

リーな知的財産環境づくりに向けた韓国の取り組みを紹介し、知的財産サービスのユーザーを最優先に考えるため、WIPO 外部事務所の設置に対する議論を推進する必要があることを強調した。また、韓国による知的財産の活用と保護努力を紹介し、WIPO の 193 の加盟国のうち 2 番目に多い韓国信託基金を通じて、途上国と先進国間の知的財産格差を解消するために取り組むことを明らかにした。

【12の特許庁と会談、3か国と MOU（業務協力協定）の成果】

特許庁長は、3 日間の短い日程の間、12 の特許庁と二者会談を行い、知的財産分野での協力案について議論した。特に、オーストラリア、サウジアラビア、スウェーデンと協力了解覚書を締結する一方、インドネシアとは PPH（特許審査ハイウェイ）※と包括的協力 MOU を締結することで合意した。

※特許審査ハイウェイ（PPH, Patent Prosecution Highway）：同一の発明を 2 か国以上の特許庁に出願し、1 つの国から特許が可能であるとの結果を受けた場合、それを他の国に提出して優先審査を申請する制度（2023 年 6 月基準、韓国特許庁は 37 の知的財産機構と PPH を施行中）

①オーストラリア特許庁とは、包括的協力 MOU を締結し、知的財産保護・人工知能などの新技術関連情報の共有や人材育成など、両庁間の協力範囲を多様な分野に拡大した。

②サウジアラビアとは、「韓国・サウジアラビア知的財産庁間の知的財産教育制作物の協力に向けた約定」を締結した。韓国と WIPO が共同で生徒発明教育教材のアラビア語版を制作し、2021 年からサウジアラビアで正規教育課程になった生徒発明教育の授業に教材として使われる予定である。

③スウェーデンとは、韓国特許技術振興院（KIPRO）などがスウェーデン知的財産庁を通じて現地出願人や研究者などに「アジア特許情報サービス」を提供する MOU を締結し、韓国の審査関連能力に対する国際的信頼度を確認することができた。

インドネシアとは、今年の下半期に PPH と包括的協力 MOU を締結することで合意した。これを受け、インドネシア市場に進出する韓国企業は、より速やかに特許登録が受けられるようになり、知的財産行政、情報化、教育、知的財産保護など、多様な分野で協力が強化される見通しである。

特許庁長は、「今回の総会で韓国が知的財産分野のグローバル中枢国であることを改めて確認することができた」とし、「このような地位にふさわしく、韓国の先進知的財産インフラをさらに活発に広める一方、海外に進出している韓国企業がより迅速に権利を確保できるよう、積極的に国際協力を推進していきたい」と述べた。

米国内韓国企業への特許攻撃、10件に8.5件は「NPE」によるもの

昨年(2022年)、米国で韓国企業を相手にした特許訴訟10件に8.5件はNPE(特許不実施主体)※が提訴したことが明らかになった。特に、主力産業分野である半導体・コンピューター等の分野で特許訴訟が集中的に発生しており、韓国特許庁は、紛争リスク警報を提供するなど、NPEとの特許紛争に対する韓国企業の対応を積極的に支援している。

※特許不実施主体(Non-Practicing Entity、NPE)：保有特許を活用した生産活動は直接せず、特許権の行使だけで収益を創出する事業者

特許庁は、昨年、韓国企業の米国内特許紛争動向を分析した「2022IP(知的財産)トレンド(動向)年次報告書」を7月12日水曜日に発表した。

【米国内韓国企業の特許紛争、半導体・コンピューターなどの分野で集中発生】

昨年、米国で発生した韓国企業の特許紛争は計208件で、10件に7件は韓国企業が訴えられた(攻撃された)(149件、71.6%)のものであり、被提訴企業の大半は韓国の大企業(149件のうち134件、89.9%)であることがわかった。特に、大部分の特許紛争は半導体・コンピューターなどの電気電子・情報通信分野で集中的に発生(208件のうち145件、69.7%)しているため、韓国の主力産業分野の特許に対する保護が急がれていることが確認された。

【米国内韓国企業への特許攻撃、NPEが主導】

昨年米国で韓国企業を相手にした特許訴訟のうちNPEが提訴した割合は84.6%(149件のうち126件)とこの5年間で最も高く※、最近韓国企業に対する特許攻撃はNPEが主導していることがわかった。韓国企業に対するNPE提訴件のうち、大企業に対する提訴は90.5%(126件のうち114件)と大部分を占めているが、中小・中堅企業に対する提訴件も前年比2倍に増加(6件→12件)し、大・中小企業とも海外進出の際に注意が必要であることが確認された。

※(2018)73.3%→(2019)70.9%→(2020)69.4%→(2021)77.6%→(2022)84.6%

【特許庁、海外NPEとの特許紛争に対する支援策を講じる】

韓国企業を相手にしたNPEの特許攻撃が持続的に発生していることを受け、特許庁は今年3月、関連官庁と合同で海外NPEからの特許訴訟リスクを緩和するための「海外NPE特許紛争支援策」を発表している。

【海外 NPE 特許紛争支援策】

- 産業別に海外 NPE からの紛争リスクの度合いと紛争リスクのある特許を分析して警報する
- NPE の特許買い取り動向などをモニタリングして提供する
- NPE 特許の無効資料調査を支援する
- NPE からの攻撃に共同で対応するため、産業別の協会・団体と協力体系を構築する

特許庁の産業財産保護政策課長は、「米国で韓国企業を狙った NPE の特許攻撃が持続的に発生していることから、対応戦略をより綿密に立てる必要がある」と強調した上で、「NPE の保有特許を分析し、紛争リスク情報などを先行的に提供することで、韓国企業が特許攻撃に先手を打って備えられるよう最善を尽くしたい」と述べた。

一方、IP トレンド年次報告書は、韓国企業が海外の知的財産紛争に適切に対応できるよう、紛争の動向を提供する目的で 2016 年から毎年作成されており、「知的財産保護総合ポータル IP-NAVI (www.ip-navi.or.kr)」から誰でもダウンロードできる。

2-8 知的財産価値評価の品質管理を専担する「知的財産評価管理センター」が発足

韓国特許庁 (2023. 7. 14.)

知的財産価値評価の信頼性を高める！

韓国特許庁は、7 月 13 日木曜日午前 10 時 30 分、韓国発明振興会で知的財産価値評価の信頼性を高めるための「知的財産評価管理センター」の発足式を行い、本格的な運営に入ったと発表した。これにより、イノベーション企業の資金調達手段である知的財産金融の基盤となる知的財産価値評価の品質を体系的に管理できるようになる見通しである。発足式には、特許庁長をはじめ、韓国発明振興会長、知的財産価値評価機関※および金融機関の実務者など約 90 人が参加した。

※特許庁は、発明振興法に基づいて知的財産価値評価を行わせるため、計 22 の価値評価機関を指定・管理している（公共 8 か所、民間 14 か所）

知的財産価値評価：知的財産の現在または将来の経済的価値を金額・等級・点数などで表示することであり、知的財産を担保とした融資や投資などの金融分野で活発に活用されている。今後、知的財産の取引・移転や特許侵害損害賠償・技術流出の被害分析など、多様な分野で幅広く活用されるものと期待されている

【知的財産評価管理センターの役割】

知的財産評価管理センターは、発明振興法に新設（2023年7月4日施行）された知的財産価値評価に対する品質管理業務を専門に担当する。知的財産価値評価に向けたさまざまな評価モデルを開発して評価機関に普及させ、評価結果を管理する評価情報システムを運営する。評価結果の中から標本を抽出して品質を診断する標本調査を実施し、特定の評価が評価基準に沿って妥当に行われたか否かの妥当性調査を実施するなど、評価結果に対する調査・分析業務も行う。

【知的財産評価管理センターの発足の背景】

近年、知的財産金融の規模が拡大※するなど、知的財産の活用が広がるに伴って知的財産価値評価の重要性が増し、価値評価の信頼性に対する関心も高まった。それを受け、特許庁は、積極行政の一環として、知的財産価値評価の品質管理のための根拠を発明振興法に設け、知的財産価値評価に対する専門人材と経験を備えた韓国発明振興会に知的財産評価管理センターを新設したのである。

※知的財産金融の規模（残高）：（2021）6兆90億ウォン→（2022）7兆7,835億ウォン

特許庁長は、「知的財産価値評価を普及させるための最も基本的かつ中核的な要素は、評価の信頼性を確保することだ」とし、「知的財産評価管理センターの発足により、知的財産価値評価市場が強固な礎を築いた」と伝えた。また、「特許庁は、知的財産評価管理センターが現場の期待に応え、その役割を果たせるよう、最善を尽くしていきたい」と述べた。

2-9 韓国特許庁・LGのAI研究院、「AIベースの特許審査システム構築」MOUを締結 韓国特許庁（2023.7.14.）

世界初超巨大AI活用特許審査システムの開発に本格的に着手する

韓国特許庁がLGのAI（人工知能）研究院と手を組んで超巨大AI※モデルを活用した特許審査システムの開発に本格的に着手する。世界で初めて特許行政分野に超巨大AIを適用することで、審査の品質を高め、超巨大AIの先進活用事例を作っていくものと期待される。

※機械学習により決定されるヒトの脳細胞のシナプス（パラメーター）が無数に多い人工知能

特許庁は、LG の AI 研究院と 7 月 14 日金曜日午前 11 時に LG サイエンスパークで「AI ベースの特許審査システム構築」に向けた MOU（業務提携）を締結した。提携式には、特許庁長、LG の AI 研究院長等関係者 15 人が出席した。

【特許庁、AI 専門知識の提供を受けて超巨大 AI ベースの特許審査システムを実装する】
LG の AI 研究院は、これまで超巨大 AI である EXAONE を開発しながら培った AI 開発のノウハウと関連技術教育を特許庁に提供する。特許庁は、LG の AI 研究院から AI 専門知識を提供してもらって超巨大 AI ベースの特許審査システムの実装に適用する予定であり、今年はず特許文書専用の AI 言語モデルを構築する。

特許庁は、LG の AI 研究院に特許に関する専門知識と特許庁が保有している特許情報を提供する。LG の AI 研究院は、論文や特許などをベースに新薬や素材研究など専門家向け AI 技術を研究しているが、特許庁から特許情報と特許知識を提供してもらおうと、特許分野に特化した AI 技術の開発に大きく役立つものと期待される。

【特許庁、「AI 活用の特許行政イノベーションロードマップ」を推進する】
特許庁は、今年 2 月、審査・審判をはじめとする特許行政全般に AI 技術を適用する「AI 活用の特許行政イノベーションロードマップ（2023～2027 年）」を発表している。特許行政全般に対する AI 活用基盤の構築を皮切りに、審査・審判および顧客サービス・データ構築など、各分野に AI 技術を本格的に適用していく計画である。

特許庁長は、「国の競争力で AI 技術の開発が重要な時点で、専門分野の AI 領域に強みを持つ LG の AI 研究院と協力することになったことを嬉しく思う」とし、「今回の協力を通じて特許行政分野に世界初超巨大 AI を適用することにより、これから特許審査の品質を高める上で大いに役立つだろう」と述べた。

LG の AI 研究院長は、「LG の AI 研究院は、特許庁の特許情報を基に AI 技術を一層発展させ、韓国の AI 産業の発展に貢献することを望む」とし、「特許庁と緊密に協力して超巨大 AI のグローバルな先進活用事例を作っていきたい」と語った。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁、訪問型知財権紛争統合現場諮問を推進

韓国特許庁（2023. 6. 30.）（7 月 1 日掲載）

国内外の知財権紛争対応支援事業および捜査・行政調査などと迅速に連携する

韓国特許庁は、6月30日金曜日から海外および韓国内知財権紛争により難航している中小企業を対象に「知財権紛争統合現場諮問」を提供すると発表した。知財権紛争統合現場諮問は、弁理士等の専門家が知財権紛争と関連して困っている企業を直接訪ね、オンデマンドの現場諮問を提供する事業である。

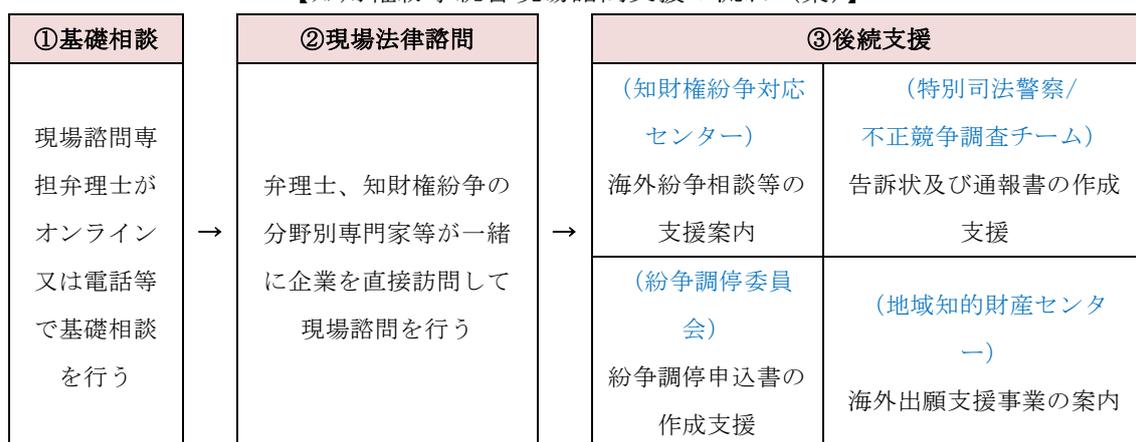
中小企業は国内外で特許侵害、模倣品被害、商標の冒認出願などの知財権紛争が発生する場合、知財権専任人材の不備や対応方法・手続きに関する情報不足などで対応に困難（※）を強いられてきた。

※知財権侵害被害企業は、紛争発生時の隘路として、知財権専門人材の不足（37.5%）、対応方法・手続きなどの情報不足（27.8%）と回答（特許庁、2022年）

それを解決するために、弁理士や知財権専門家などが企業を訪ねてオンデマンド諮問を提供する知財権紛争統合現場諮問が推進される。首都圏だけでなく、知財権の専門家が足りない非首都圏地域でも効果的な知財権紛争対応戦略を案内してもらえると期待される。

中小企業が知財権紛争統合現場諮問を申し込めば、専任弁理士が申込企業を対象にオンラインまたは電話で基礎相談を行う。基礎相談を通じて把握した企業の現況および知財権紛争の類型などに応じて、韓国知的財産保護院の公益弁理士、知財権紛争分野別専門家などが一緒に企業を訪問してオンデマンド法律諮問を提供する。後続支援が必要な場合、知財権紛争類型別対応戦略の相談、捜査・行政調査、紛争調停などと連携して支援する予定である。

【知財権紛争統合現場諮問支援の流れ（案）】



特許庁の産業財産保護協力局長は、「知財権紛争を迅速に解決するには、初期対応がとても重要だ」とし、「知財権紛争統合現場諮問を通じて、知財権紛争により困難に陥ってい

る企業が迅速かつ効果的に知財権紛争を解決できるよう積極的に支援していきたい」と述べた。

一方、知財権紛争統合現場諮問を希望する中小企業は、6月30日金曜日から韓国知的財産保護院の公益弁理士特許相談センターウェブサイト (<https://pcc.or.kr>) を通じて随時申し込むことができ、より詳しくは電話 (☎02-6006-4300) から問い合わせが可能である。

3-2 審決日予告制等審判当事者の利便性向上、7月から制度施行

韓国特許庁 (2023.7.4.)

特許審判、下半期にこのように変わります

特許審判当事者が審決予定日を事前に正確に案内してもらえる審決日予告制が導入され、迅速・優先審判制度が一層体系的に整備される。

韓国特許庁の特許審判院は、このような内容を盛り込んだ「審判事務取扱規程」等の訓令改正案が2023年7月から施行されると発表した。

【審決日予告制の導入】

審判当事者が審決予定日を事前に正確に案内してもらえる審決日予告制が導入される。審決日予告制は、審理終結通知書に審決予定日を記載することにより審決日に対する不確実性を解消し、訴訟提起の有無など今後の紛争に備えた計画を可能にするため、当事者の利便性が向上すると期待される。

従来は、審判事件の審理が終結したことを通知する審理終結通知書に正確な審決日が記載されていなかったため、審判当事者は審理終結通知書を受け取った後も最大20日まで審決を待たなければならないという不便があった。

※特許法第162条(審決)③審判長は、事件が審決をするほど成熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。⑤審決は、第3項による審理終結通知をした日から20日以内にする。

【改善された審理終結の手続き】

審理→審理進行状況の案内(審理の成熟後、最終書類提出期限の案内)→審理終結の通知(審理終結の事実および審決予定日の案内)→審決

【迅速・優先審判制度の見直し】

早急な処理が必要な審判事件と関連し、迅速・優先審判制度が見直される。類似している迅速・優先審判の対象を統合・整理（※）して制度利用の利便性を高め、比較的に緊急性の低い事件は迅速・優先審判の対象から除外することで一般審判事件の処理期間が過度に伸びないようにする。

※（変更前）26 類型（迅速 11、優先 15）→（変更後）19 類型（迅速 2、優先 17）

【特許審判制度】

一般審判：審判事件の受付順番どおりに処理

優先審判：優先して処理する必要性が認められ、一般審判事件に優先して処理
（医薬品許可特許連携審判事件など）

迅速審判：緊急性が認められ、優先審判事件より迅速に処理
（侵害紛争により係属中の訴訟事件と関連する審判事件など）

特許審判院長は、「特許審判院は、特許紛争の迅速・公正な解決のために存在する」と強調しながら、「特許審判院は、積極行政を通じて、国民の目線から必要な制度の改善事項を引き続き掘り出し、解決していきたい」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム